

諮問日：令和5年2月3日（令和4年度（最情）諮問第19号）

答申日：令和5年10月3日（令和5年度（最情）答申第3号）

件名：特定のシステム内で保有されている特定の期間に特定の法律を適用し、かつ控訴審判決が存在する事件の第一審判決を宣告した裁判所名、事件番号及び判決日が記載された文書の一部不開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「裁判統計データベースシステムに記載された次の事項：2020年（令和2年）に判決が下され、罪名に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反」を含むすべての事件の内、廃棄物の処理及び清掃に関する法律16条の2が適用されており、かつ控訴審判決が存在するすべての事件の、第一審判決を下した裁判所名、事件番号、判決日」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「一審庁名」で始まる文書（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和4年11月30日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

裁判所の（第一審庁）事件番号及び（第一審）判決年月日は、個人の氏名や生年月日といった個人に関する情報を含んでいない。また、裁判所の事件番号と判決日については、最高裁判所の編纂する判例集にも掲載されていることから、公にすることが慣行とされている。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件対象文書は、特定期間において特定の罰条が適用された事件に関する情報が記録されたものであるところ、原判断においては、項目名以外の部分は、一行ごとに一体として各事件に係る被告人の個人識別情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号本文前段）に相当すると判断し、このうち、「一審庁名」欄は、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるから取扱要綱記第3の2により部分開示したが、「一審庁事件番号」及び「第一審判決年月日」の各欄（以下「本件不開示部分」という。）については、法5条1号ただし書イからハマまでに相当する事情は認められず、また、取扱要綱記第3の2による部分開示も相当ではないため不開示とした。
- 2 しかし、不開示情報について改めて検討した結果、本件対象文書には氏名など特定の個人を識別できる情報は記載されておらず、一行ごとに一体として各被告人の個人識別情報に相当するとは言えないと考えるに至った。もっとも、本件開示申出は、第一審判決又は控訴審判決において特定の罰条が適用された事件を対象としていることから、申出に係る情報を抽出して記載したものを本件対象文書として特定したものであるところ、本件不開示部分を開示すると、具体的な事件が特定され、当該事件に対応する被告人が有罪判決を受けたことを開示することとなる。そうすると、本件不開示部分については、特定の個人を識別することはできないものの、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあり、法5条1号本文後段に規定する不開示情報に相当する。
- 3 これに対し、苦情申出人は、事件番号と判決年月日については、最高裁判所が編纂する判例集にも掲載されていることから、公にすることが慣行とされている旨主張する。しかし、特定の事件に係る事件番号及び裁判年月日を判例集等で公表している事実をもって、事件番号及び裁判年月日についていかなる場合においても公表慣行があるということにはならない。そして、本件不開示部

分については、2の理由により不開示情報に相当し、裁判実務上あるいは司法行政上の取扱いや運用等において、通常求めがあれば当該事件番号等を提供して差し支えないといえる事情は認められず、公にすることが慣行とされているとはいえない。

- 4 よって、本件不開示部分を不開示とした原判断の結論は相当であるが、その理由については、上記に照らし、「個人識別情報（法5条1号本文前段）」ではなく「公にすることより個人の権利利益を害するおそれがある情報（同号本文後段）に相当する」とするのが相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年2月3日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年6月16日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年7月14日 審議
- ⑤ 同年8月25日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果と本件開示申出の内容を照らし合わせると、本件対象文書中の本件不開示部分には、罪名に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反」を含む事件で、そのうち同法律16条の2が適用されて、かつ、控訴審判決が存在する事件の第一審の事件番号及び判決年月日が記載されているものと認められる。

そこで、まず、上記事件番号の不開示情報該当性を検討すると、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、事件番号は、各裁判所において、事件を受理した日の属する年、当該事件の種類ごとに付される符号及び事件を受理するたびに同符号ごとに付される一連の番号によって構成されるものであり、同一の裁判所において、同一の事件番号が重複して付されることはないことが認められる。このような事件番号の性質に照らすと、当該事件が係属する裁判所名

とその事件番号という情報から、対象となる事件を確実に特定することが可能となる。

そして、法5条1号の個人識別情報は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含み（同号前段括弧書き）、照合の対象となる「他の情報」には、公知の情報や、一般人が通常入手し得る情報が含まれるものと解される。刑事訴訟事件については、何人も、被告事件の終結後、訴訟記録の保存又は裁判所若しくは検察庁の事務に支障がある場合を除いて、訴訟記録を閲覧することができることとされている（刑事訴訟法53条）ことから、事件番号によって特定される事件の訴訟記録を閲覧することで、一般に、各訴訟記録に記載された対象事件の被告人の氏名や住所等を知ることが可能となり、特定の個人を識別することができることとなる。以上によれば、本件対象文書に記載された事件番号は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報であるということができ、法5条1号前段の個人識別情報に相当する。

また、本件不開示情報のうち、判決年月日についても、本件開示申出が特定の罪名及び罰条の適用を前提としたものであり、かつ、これに該当する事件が同日中に判決の言渡しがされるものの中で他に多数あるともうかがわれないことから、一審庁名及び判決年月日の記載と本件開示申出の内容とを照合することで、具体的な事件を特定できる可能性が高く、その場合、当該事件の被告人が有罪判決を受けたことが明らかになる。そうすると、判決年月日によって直ちに、特定の個人を識別することはできないとしても、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあると認められるから、法5条1号後段の不開示情報に相当する。

- 2 これに対し、苦情申出人は、事件番号や判決年月日は、個人の氏名や生年月日といった個人に関する情報を含んでいないから、個人識別情報には当たらないと主張するが、上記のとおり当該主張は採用できない。

加えて、苦情申出人は、裁判所の事件番号と判決日については、最高裁判所の編纂する判例集にも掲載されていることから、公にすることが慣行とされているとも主張するが、最高裁判所事務総長が説明するとおり、特定の事件に係る事件番号及び裁判年月日を判例集等で公表している事実をもって、事件番号及び裁判年月日についていかなる場合においても公表慣行があるということにはならない。あわせて、本件のように、特定の罪名及び罰条の適用を前提として、該当する事件の事件番号及び裁判年月日を公表する取扱いは裁判所においてされていないものと認められ、公表慣行があるとは認められない。

- 3 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子